

謝金規程

- 第1条 この規程は、認定特定非営利活動法人富士山クラブ（以下「当クラブ」という。）の活動に伴う謝金の支払いに関して必要な事項を定める。
- 第2条 本規程は、当クラブが主催する講演会・研修等において、当クラブが依頼する講師等に対する講演謝金、助言等を行う協力者に対する助言謝金及び一般的な日本語原稿を執筆する執筆者に対する執筆謝金に適用する。
- 2 当クラブの役員および職員以外の者を、本規程による謝金対象者とする。
- 第3条 講演会・研修等において講演や講義を行う講師等に対する講演謝金及び、助言等を行う協力者に対する助言謝金及び一般的な日本語原稿を執筆する執筆者に対する執筆謝金は、原則として別表の標準単価を適用する。但し、講師、協力者、執筆者が所属する法人が定めた所定単価が、別表の標準単価を上回る場合においては、本基準で定める標準単価を適用せず、見積書を依頼の上、当クラブ理事長が単価を定めることができる。
- 2 講師謝金等及び助言謝金等の支払対象とする時間は、移動時間及び控え室等での待機時間を除いた実働時間とする。
 - 3 講師謝金等及び助言謝金等の支払単位は1時間とし、1時間未満の端数がある場合は、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとする。ただし、全体で30分未満の場合は1時間とみなす。
 - 4 執筆謝金等について、400字詰め原稿用紙以外の用紙を用いる場合は、日本語400字詰め原稿用紙に換算して単価を適用する。
 - 5 執筆謝金等の支払単位は0.5枚とし、端数については、100字未満は切り捨て、100字以上は切り上げとする。ただし、全体で100字未満の場合は0.5枚とみなす。
- 第4条 謝金は支払い対象者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし、口座への振込によることができない場合は他の方法により支払うことができる。
- 2 謝金の支払いにあたっては、当クラブは法令の定めるところに従って所得税の源泉徴収を行ったうえで、その残額を支払う。
 - 3 前項の規定にかかわらず、法人に対して謝金を支払う場合、源泉徴収は行わない。
- 第5条 交通費及び宿泊費を要した場合は、当クラブ旅費規程に従って支払う。
- 第6条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。
- 附則 この規程は、令和4年5月28日から施行する。

<別表>

役職・専門性を考慮し、起案書にて事務局長の承認を得て、以下の金額の範囲内で支払う。

講師謝金等	1時間あたり	10,000～20,000円
助言謝金等	1時間あたり	5,000～15,000円
執筆謝金等	400字あたり	1,000～2,000円